

必要以上に短い契約期間を定め反復契約更新を
しないよう配慮義務。

●西尾の解説

いかがでしょうか？労働契約法の内容、お分かりいただけましたか？
労働契約法は、日々の労働条件が即改善される、というような法律ではないので、即こがこう変わる、という訳ではありません。

ただし、この法律がある、ということ働く皆様に意識していただくことで
個々の労働紛争を未然に防ぐ効果が今後出てくることを私は期待
しています。

この労働契約法のキーワードは「均衡」と「合理性」です。

現在の雇用環境ですが、所謂正社員、契約社員（有期労働契約で
働く人）、派遣社員、パートタイマー、アルバイト、請負等様々な
労働形態で働いています。

それぞれの働く人の労働条件を定めて明示した上で締結するのが
「労働契約」ですが、
本当に、使用者と対等の立場で、労働契約の内容をしっかりと理解した上で
合意の上に労働契約がなされているか、というと、とても疑問です。

正社員の方もそうでしょうが、他の労働形態で働く方の中には
この労働条件に納得は出来ないが、合意しないと働く場がないから
合意しているというケースも多いと思います。

その上、正社員とその他の労働形態で働く方々の間には、
大きな格差があります。
ここに、なんとか「均衡」を。
そして、労働契約の内容が「合理性」を備えたもので、そして
労使対等の立場で、労働契約が締結できるように。

と、この法律は意図しています。

しかし、この「労働契約法」、強行法ではないので、法的拘束力も罰則も
ありません。この法律による行政監督もありません。

その法律が、どんなときに役立つか？というと。

実は、この法律、過去の労働紛争での判例の集大成なのです。

ですから、実効性は即ないものの、あなた（労働者）と使用者側と間で
何らかの紛争が発生した場合、労働契約を真正に締結し、それに
反してはならない場合、使用者側に異議を申し立てる、根拠となる
法律なのです。

そのためにも、何度も言うようですが、
労働契約の内容、労働契約に附随する特約事項等は、よく把握し
就業規則にも目を通しておくことが必要です。
また、日々の業務を遂行していく上で、法令や社内規則を遵守し、
使用者側に隙を見せない努力も必要です。
少なくとも、度重なる遅刻や無断欠勤、健康診断の不受診などで始末書を
提出するような行動は、労働紛争になった際にとっても不利です。

労働契約法は、使用者に「均衡」を図る努力、合理的な労働条件を
定め明示し遵守すること、合理的な労働契約を遵守すること
を求めているだけではありません。

労働者保護が根底にある法律ではありますが、労働者にも法令遵守、「合理的な」労働契約や就業規則の遵守を求めているのです。

★トピックス～ねんきん特別便再び～

12月15日号のメルマガで、ねんきん特別便を取り上げましたが、この「ねんきん特別便」発送一ヶ月で早くもつまずいたとの報道が...

この1ヶ月間に発送したねんきん特別便のうち、回答は約3分の1しか返ってこず、しかも記録漏れの疑いが濃厚であるにもかかわらず、大半が訂正の必要なしとの回答。

1月16日の発送分からは、注意を促す要確認の赤スタンプを封筒に印字することになりました。

「なりすまし」を防ぐため本人からの問合せ等にヒントは与えない、としていたマニュアルを訂正、ヒントを与える方針に転換するそうです。

また、社会保険労務士連合会も協力する旨、厚生労働大臣に伝えました。無料相談等のお手伝いを私自身もしていきたいと思っています。

また、私の身近な方のところに送られてきた「ねんきん特別便」を見せてもらいましたが、まあ、わかりづらい記録の仕方になっています。

一目見ただけでは、どこが抜けているか、わかりません。60歳前の私ですらそうなのですから、70歳代、80歳代の方がご覧になって「ああ、ここが抜けてる、この期間はどこそこに勤めていた！」と、ぱぱっとわかるとは思えません。

1. 抜け落ちた期間を、赤字で印字する
 2. 抜けている期間のヒントを備考欄に記載する
- この二点は不可欠だと私は思います。そうしなければ、この問題は解決へとは向かっていかないでしょう。

もっとも、上記の私の知り合いですが、抜けていた期間に、勤めていたことがあるそうですが、短期間なのでわざわざ社会保険事務所にいくのはめんどくさいから、「訂正なしで回答しといたよ」とおっしゃってました。

もしかしたら、3分の1の回答の内大半の「訂正なし」というのは、めんどくさい、とお思いの方々なのかもしれません。

「めんどくさい」と思わせないような、連絡方法、訂正の方法はないものなのでしょうか？

~~~~~編集後記~~~~~

もうすぐ、節分。  
春はすぐそこまで来ています。  
九州か高知産なのでしょうか、早掘りの筍を  
今日錦市場で見かけました。  
木の芽も売っていましたよ。  
「若竹」でビール！の季節が待ち遠しい  
西尾です。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
